

事務連絡  
平成 30 年 3 月 9 日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年度診療報酬改定における経過措置の取扱いについて

平成 30 年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成 30 年厚生労働省告示第 43 号)等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、経過措置を伴う本年度における届出のうち、下記については特に留意し、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

記

1. 在宅療養支援歯科診療所に係る施設基準及びかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る届出施設基準については、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(平成 30 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 45 号)において、それぞれ「平成 30 年 3 月 31 日において現に在宅療養支援歯科診療所に係る届出を行っている診療所については、平成 32 年 3 月 31 日までの間に限り、第 3 の 6 の 3 の在宅療養支援歯科診療所 2 に該当するものとみなす。」「平成 30 年 3 月 31 日において現にかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る届出を行っている診療所については、平成 32 年 3 月 31 日までの間に限り、第 3 の 6 の 2 の 3 に該当するものとみなす。」と規定されているが、ここでいう「届出を行っている診療所」とは、平成 30 年 3 月 31 日までに届出を受け付けたものをいい、保険医療機関から同日までにこれらの届出があった場合は、それぞれの経過措置に該当するものであること。
2. また、「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号)の第 4 経過措置等表 2 において「初診料(歯科)の注 9 に掲げる歯科外来診療環境体制加算 1 (平成 30 年 3 月 31 日において、現に旧算定方法別表

A000の注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算に係る届出を行っている保険医療機関（地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行っている保険医療機関を除く。）であって、平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）及び「初診料（歯科）の注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算2（平成30年3月31日において、現に旧算定方法別表A000の注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算に係る届出を行っている保険医療機関（地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行っている保険医療機関に限る。）であって、平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）」と規定されているが、ここでいう「届出を行っている保険医療機関」についても、平成30年3月31日までに届出を受け付けたものをいい、保険医療機関から同日までにこれらの届出があった場合は、それぞれの経過措置に該当するものであること。

3. なお「1」及び「2」の届出については、それぞれの平成30年度改定前の施設基準の要件を満たしているものに限ること。